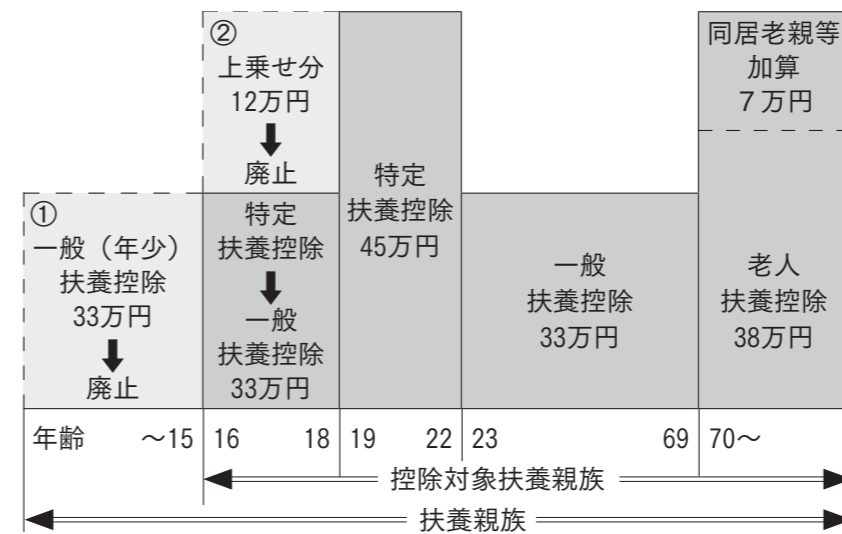


個人住民税が変わります

平成24年度から適用される主な内容



扶養控除の見直し

① 年少扶養控除の廃止
「所得控除から手当へ」などの観点から、年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)に対する扶養控除(33万円)が廃止されます。
これにより、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、16歳以上の扶養親族となります。

特定扶養控除の上乗せ部分の廃止

② 特定扶養控除の上乗せ部分の廃止
高校の授業料実質無償化に伴い、特定扶養親族(16歳以上23歳未満の扶養親族)のうち、16歳以上19歳未満の扶養親族について、扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除額が33万円になります。
※平成24年度以後は、特定扶養親族とは、扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の人をいいます。

同居特別障害者加算の特例の見直し

年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合においては、扶養控除または配偶者控除の額に23万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が30万円から53万円に引き上げられます。

改正後の扶養控除

区分	控除額(円)	
一般扶養控除(16~18、23~69歳)	330,000	
特定扶養控除(19~22歳)	450,000	
老人扶養控除(70歳~)	同居老親等以外	380,000
	同居老親等	450,000

改正後の障害者控除

区分	控除額(円)	
	本人	控除対象配偶者または扶養親族
障害者控除	260,000	
特別障害者控除	300,000	
同居特別障害者控除		530,000

※年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)に対する扶養控除は廃止されますが、その年少扶養親族が障害者である場合には、障害者控除が適用されます。

参考 年金所得者の申告手続きの簡素化

公的年金などに係る雑所得を有する方で、前年中の公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりました。
※平成23年分以後の所得税から適用

注1 この場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための申告書を提出することができません。
注2 公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で、所得税の確定申告書が必要の場合でも、住民税の申告は必要です。

扶養控除等(異動)申告書の様式改正

給与所得者が、年末調整の際、勤務先に提出している「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の様式が改正(変更)されました。(本年分から適用)
年少扶養控除の廃止に伴い、所得税では、平成23年以後、年少扶養親族について申告する必要がなくなり、個人住民税では、均等割および所得割の非課税限度額の算定の際に、引き続き年少扶養親族も含めた扶養親族の情報把握する必要があります。ため改正されるものです。

改正(変更)点

「B 控除対象扶養親族(16歳以上)」欄には、16歳以上の扶養親族について記入し、申告書の下段の「住民税に関する事項」欄には、16歳未満の扶養親族について記入することになります。
※公的年金受給者の扶養親族等申告書についても同様です。

B 控除対象扶養親族：年齢16歳以上の扶養親族を記載

住民税に関する事項：年齢16歳未満の扶養親族を記載

「住民税に関する事項」に記入がないと…
この欄に記入がないと、今まで非課税だった方や均等割額のみ課税されていた方の税額が、平成24年度から増えてしまうことがありますのでご注意ください。
※「住民税に関する事項」は、住民税の非課税限度額(住民税の均等割・所得割を課税するかどうかを判定する基準となる額のこと)の算定に使用します。

青色申告決算説明会

信濃中野税務署では、所得税の青色申告をする個人事業主の方を対象に、青色申告決算書などの書類作成に関する説明会を開催します。
※説明対象により開催時間が異なりますので、ご注意ください。

期日	会場	時間	説明対象
12月2日(金)	市民会館 41号会議室 (2階)	午前10時~正午ごろ 午後2時~4時ごろ	農業所得関係 営業・不動産所得関係

問い合わせ先
市役所税務課課税係 ☎(22)2111 (内線225)
信濃中野税務署 ☎(22)3151
※自動音声応答にて受け付けています。